



家族の多様化と家族法



近代的な家族法の変容

人間の独立・平等・自由を理想とした近代社会が設けた家族法は、

- ① 家族は男と女のカップルで作られること
- ② そのカップルは結婚という社会的承認をふまえること
- ③ こうしたカップルから生まれた子が正統な子（嫡出子）であり、婚姻は親子関係を証明する基準となること
- ④ 家族の永続性を求めるため、離婚は限定的にしか認められないことを前提としていた。この上に、⑤ 男性による女性の支配（家長制）と、⑥ 性別役割分業が重なり、男女の不平等が個別の家族関係だけではなく社会全体に広く浸透し、経済、人々の意識、言語構造まで規定していた（丸山茂「家族の変容と国家」慶應義塾大学経済学部編『市民的共生の経済学3 家族へのまなざし』（2001、弘文堂）参照）。

しかし、こうした前提は欧米においては崩壊した。① 同性愛者の結びつきを婚姻として承認したり、パートナーとしての登録を認める立法例が登場し社会的に許容され始めた。② 事実婚の比率が増加し、その結果 ③ の婚外子の出生率が大幅に増え、婚外子差別をなくす法改正がなされた。また、生殖補助医療技術の進歩によって血縁上の親と育ての親が分離する可能性が生まれ、婚姻が親子関係の証明とはなりえない場合も出てきた。④ 離婚の増加に対応して、離婚

の自由を広げる法改正がなされ、ひとり親家庭や再婚家庭が増加し、離婚は家族のメンバークロージングの意味しかもたなくなつた。女性の職場進出によって⑥は見直しが始まり、女性の経済的自立に伴い⑤の家長制も意味をなくしつつある。

日本の場合、①②③を当然とする意識が根強い。事実婚は少数であり、婚外子も出生率が増えたとはいえ、2%を超える程度である。なお夫婦と親子を一体のものとする人も多い。しかし、女性の雇用労働者化が進み、パートの比率が高いという限定がつくものの、共稼ぎ世帯が当たり前となり、夫妻の行動様式は多様化している。離婚の増加、婚姻年齢の上昇、高齢者の増加から単身者、ひとり親世帯や高齢の夫婦だけの世帯が増え、家族の形態も多様化した。2000年代になると、夫婦と未成年の子という標準的な家族は、世帯全体の3割を切り、婚姻カップルの4分の1は再婚である。一定の経済成長を果たし生活の質の高度化が求められる社会では、家族という親密な生活圏における自由が求められる。大きな流れとして、欧米の動向は日本にも共通する。



家族法の中立性と介入の必要性

家族の多様化と人々の自由へのニーズに応えるためには、家族法

二宮周平

立命館大学法学部教授

Written by Shuhei Ninomiya

は、人々が選択した様々な家族の結びつきに配慮し、個人の生き方を尊重する枠組みを提供すること、家族を構成する個々のメンバーのニーズに応え、各ニーズを調整する役割を果たすことが求められる。したがって、特定の家族形態だけを優遇することは許されない。2000年に策定された政府の男女共同参画基本計画で示されたように、ライフスタイルに対する中立性の原則が貫徹されることになる。選択的夫婦別姓制度の導入、女性のみ再婚禁止期間の撤廃等の民法改正、事実婚の保護、配偶者控除制度等の税制及び国民年金基礎年金の保険料無負担（サラリーマンの専業主婦の特典）等の年金制度の改革が課題となる。

一方で、法が介入することが必要な場合がある。①DVや児童虐待、高齢者虐待など家族内における個人の人格・身体への自由への侵害に対して、被害者を護ること ②社会的な偏見や差別が強く、ライフスタイルを選択できない事態に対して選択の自由を保障すること。例えば、性同一性障がいの人たちに対して性別取り扱いの変更をより緩やかに認めること、同性カップルに異性カップルと同じ権利を保障すること、婚外子差別を除去することなど ③共稼ぎカップルへの家事と仕事の両立支援を促進し、雇用や社会における性差別を除去すること。いわばジェンダー平等のための介入である。

ところで共同生活を営むとき、子が生まれたり、当事者が病氣・障がい・事故・加齢・失業などで自立できなくなるなど、要保護状態が生じることがある。どのような関係であれ、共同生活を営む者は、自己の能力の範囲内でこうした当事者を保護する必要がある。こうした保護を合意によって排除することはできない。家族を形成する自由は、要保護者の保護という責任と表裏一体の関係にある。自己決定には限界がある。



開かれた家族へ

多様化を認めるとき、離婚や婚外子の場合に、父母どちらかの単独親権（子の監護教育を果たす権限）となる仕組みも検討されるべきである。親権者になった方が子を独占できる意識を生み出し、離婚後の親子の交流を阻害している。父母の子に対する責任は、父母の婚姻関係に左右されるべきではない。別居している親も子に対する養育の責任（養育費の負担、親子の交流）を果たす必要がある、共同親権化が求められる。

同じことは、代理出産（他人に自分たちカップルの子を懐胎・出産してもらうこと）についても妥当する。重視されるべきは子の利益であり、子をもうけたいという親の自己決定ではない。生命の誕生にかかわる者は、誕生後の育みにもかわるべきであり、そこに人の生命に対する連帯も生じる。精子・卵子・受精卵の提供者、代理母が育みへの責任を担うシステム、例えば、子も提供者も代理母もお互いの情報を共有し、面会したり交流したりできるようにすることが、生殖補助医療を認める前提になると思う。

「婚姻Ⅱ夫婦と子」という標準的な家族像から解放されれば、子にたくさんの保護者がいて、子をサポートすることを肯定できるのではないだろうか。多くの人と接し、知恵をもらうことで人は成長する。その仕組みを子に保障することは、大人たちの責任である。

CEL

二宮周平（にのみや・しゅうへい）

立命館大学法学部教授。法学博士。1951年生まれ。専門は民法（家族法）。大阪大学大学院法学研究科博士課程修了。松山商科大学（現在の松山大学）を経て85年に立命館大学。2009年より法学部学部長。主な著書は、「家族法（第3版）」（新世社）、「事実婚の現代的課題」（日本評論社）、「家族と法」（岩波新書）など。